

議長宛

大正十三年三月二十八日

書記官長

主筆

書記官



書記官



北海道衆議院議員選挙特例中
改正、件審査報告

謹、今回御諮詢、北海道衆議院議員選挙特例

中改正、件、審査スルニ、(一)本勅令、現行規定ニ依ルハ

本勅令ニ掲ケタル北海道廳根室支廳管内國後郡
外敷郡ニ於ケル選挙ニ在リテハ投票管理者ハ成
規ノ手續ニ從ヒテ投票函ヲ開キ投票ヲ點檢シ之ヲ
終リタルトキハ直ニ各被選挙人ノ得票数ヲ選挙長ニ
報告シ選挙長ハ右ノ報告及其ノ選挙区内他ノ各郡

ノ投票函ノ總テ到達シタル翌日選挙會ヲ開キ右

右ノ報告ヲ調査シテ其ノ報告ニ係ル

報告ヲ調査シ該投票函ノ投票ヲ點檢シ毎投票區

得票者ノ氏名及其ノ得票数ヲ朗讀スヘキモノトセリ

通信

然ルニ前記國後郡外敷郡ハ極メテ交通困難ナルニ

因リ往々右報告ノ遲著スルコトアリ此ノ場合ニ於テハ

選舉長ハ既ニ總テ、投票函ノ到達シタル後右報告

ノ到達ヲ待ツ間永ク鎖鑰ノ儘之ヲ保管セサルヘカラスル

ノ不便ヲ生ス仍テ此ノ不便ヲ除キスル為本案ヲ以テ右

ノ報告遲著ノ虞アルトキハ選舉長ハ其ノ報告總

テ到達セサルモ投票函ノ總テ到達シタル翌日以後ハ

選舉會ヲ開キ其ノ投票函ノ投票ヲ點檢シ前日迄ニ

到達シタル報告ヲ調査スルノ手續ヲ為スルトヲ得此ノ手

續ヲ為シタルトキハ選舉長ハ報告ノ總テ到達シタル翌

日更ニ選舉會ヲ開キ調査未濟ノ報告ヲ調査シ該報

告ニ係ル毎投票區得票者ノ氏名及其ノ得票数ヲ朗

讀スヘキ旨ノ條項ヲ現行規定ニ追加セムトス(第十六條)

(二)從前本勅令ニ列挙シタル地域中ニ振別郡アルモ昨

年四月以降撤ヲ併合整理シテ同郡ヲ廢止シテ其ノ各

村ヲ他郡ニ編入シタルニ由リ本案ヲ以テ右列挙ノ地名

中ヨリ振別郡ヲ削除シ(第一條)(三)本勅令ニ掲ケタル

數郡ノ各村ハ從前總テ北海道一級町村制又ハ同二級

町村制ニ依ルテ級町村又ハ二級町村ニ非スシテ之ニ戸長

ヲ置キタルカ昨年四月以降右各村ヲ併合整理スルト共ニ

總テ

之ヲ北海道二級町村制ニ依ルテ級町村ト為シ之ニ村長

ヲ置キタルニ由リ現行規定中戸長ニ関スル條項ハ本

案ヲ以テ之ヲ村長ニ聞スルモノニ改訂セムトス（第二條
乃至第六條）

按スルニ本案ハ事務ノ便宜ノ為取扱手續ニ改正ヲ加ヘ

兼ネテ規程ノ措辭ニ整理ヲ施サントスルモノニシテ別ニ

支障ノ虞ナキニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルヘシト恩料

ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正十三年三月二十九日

書記官長

議長 宛

區 務 局

